

富山県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県立高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づき支給する高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 専攻科支援金の対象となる者は、富山県立高等学校の専攻科に在学する生徒であって、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等専攻科を修了していない者

ここでいう高等学校等とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年）又は専修学校の高等課程（修業年限が3年以上）とする。

(3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者（高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限。）

(4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のいずれかに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者（以下「住民税非課税世帯」という。）

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）（以下「住民税非課税世帯に準ずる世帯」という。）

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

(5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に在学する者

(6) 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から富山県立高等学校の専攻科に入学した日までの期間が2年を経過していない者

2 前項に規定する者が次のいずれかに該当するときは、原則として、それぞれに定める時点から支給の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認める場合はこの限りではない。

(1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

ただし、停学処分を受けたものであって、3か月未満の期間で復学した者について

ては、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(支給額)

第3条 専攻科支援金の額は、世帯の所得に応じて次の表に定める額を支給する。

対象となる世帯	支給額
住民税非課税世帯	月額9,900円
住民税非課税世帯に準ずる世帯	月額4,950円

(受給資格の認定等)

第4条 専攻科支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める日までに、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（様式1）に課税証明書等を添付して、高等学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。

2 高等学校は、前項の申請書の提出があったときは高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の提出があったときは、速やかに当該申請を審査のうえ、認定又は不認定を決定し、高等学校専攻科修学支援金の受給資格認定について（様式3及び別添）を作成し、当該高等学校に審査結果を通知するものとする。

4 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、申請者に対して高等学校専攻科修学支援金の受給資格認定について（様式4又は5）により受給資格認定の通知又は不認定の通知をするものとする。

5 高等学校は、第3項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して、高等学校専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式6）により支給決定額等を通知するものとする。

(代理受領等)

第5条 学校設置者は、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出等)

第6条 受給権者は、毎年度、教育委員会が別に定める日までに、高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出書（様式1）（以下「収入状況届出書」という。）に課税証明書等を添付し、高等学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。

2 高等学校は、前項の届出書の提出があったときは、高等学校専攻科修学支援金収入状況届出者一覧（様式7）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、第1項の届出書及び前項の規定による書類の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、高等学校専攻科修学支援金の収入状況審査結果について（様式8及び別添）を作成し、当該高等学校に審査結果を通知するものとする。

- 4 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、支給対象者に対して、高等学校専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式6）により支給決定額等を通知するものとする。
- 5 第3項の判定により、受給資格を満たさない者と認めた場合は、教育委員会は高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式9及び別添）を作成するものとする。
- 6 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、受給者に対して、高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式10）により資格消滅の通知をするものとする。

（支給の差止め）

- 第7条 教育委員会は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する専攻科支援金の支給を一時差止めする決定を行い、高等学校専攻科修学支援金の支払の一時差止めについて（様式11及び別添）を作成し、当該高等学校に通知するものとする。
- 2 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、当該受給権者に高等学校専攻科修学支援金の支払の一時差止めについて（様式12）により通知するものとする。

（受給資格消滅）

- 第8条 受給権者が、卒業、退学又は転学した場合には、受給権者が在学する高等学校は高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（様式13）を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の提出があったときは、高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式9及び別添）を作成し、当該高等学校に通知するものとする。
 - 3 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、当該受給権者（卒業した者を除く）に高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式10）により通知するものとする。

（支給停止）

- 第9条 受給権者は、休学するときには、専攻科支援金の支給の停止を教育委員会に申し出ることができるものとし、高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書（様式14）により高等学校を經由して教育委員会に提出するものとする。
- 2 高等学校は、前項の提出があったときは、高等学校専攻科修学支援金支給停止申出者一覧（様式15）を作成し、教育委員会に提出するものとする。
 - 3 教育委員会は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、高等学校専攻科修学支援金支給停止者一覧（様式16）を作成し、高等学校を通じて、高等学校専攻科修学支援金の支給の停止について（様式17）により、当該受給権者に通知するものとする。

（支給再開）

- 第10条 前条第1項の申出をした受給権者は、復学したときには、高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書（様式18）に収入状況届出書及び課税証明書等を添付して高等学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。
- 2 高等学校は、受給権者から前項の提出があったときは、高等学校専攻科修学支援金支

給再開申出書一覧（様式19）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から専攻科支援金の支給を再開し、高等学校専攻科修学支援金支給再開者一覧（様式20）を作成し、支給対象者に高等学校等専攻科修学支援金の支給の再開について（様式21）により通知するものとする。

（個人対象要件証明書等）

第11条 高等学校は、申請者が第2条第2項に規定する者に該当しないことを証するため、教育委員会が別に定める日までに、個人対象要件証明書（様式22）を教育委員会に提出するものとする。

2 高等学校は、受給権者に第2条第2項の規定に該当する者が出た場合には、個人対象要件報告書（様式23）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の報告書の提出があったときは、高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（様式9及び別添）を作成し、当該高等学校に通知するものとする。

4 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、当該受給権者に高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式10）により通知するものとする。

5 教育委員会は、第2項の報告書の提出があり、第2条第2項（1）のただし書きに該当する者がいる場合は、支給を一時差止めする決定を行い、高等学校専攻科修学支援金の一時差止めについて（様式11及び別添）を作成し、当該高等学校に通知するものとする。

6 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、当該受給権者に高等学校専攻科修学支援金の支払の一時差止めについて（様式12）により通知するものとする。

（支給実績証明）

第12条 受給権者又は受給権者であった者は、専攻科支援金の支給の実績を証明する書類の発行を請求するときは、教育委員会に高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書発行申請書（様式24）を提出し、高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書（様式25）の交付を受けることができる。

（支援金の返還等）

第13条 教育委員会は、第2条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けた者がいるときは既に受給した専攻科支援金額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（状況報告及び調査）

第14条 教育委員会は、支給の状況に関し必要があると認めるときは、高等学校に対し、報告もしくは文書その他物件の提出もしくは提示を命じ、又は当該職員に調査させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第15条 高等学校は、専攻科支援金に係る証拠書類を支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。